

水洗便所改造資金融資あっ旋制度について

くみ取り便所を水洗便所に改造される方、または、浄化槽の機能を廃止して公共下水道に接続される方のために、融資を取扱う金融機関に融資のあっ旋をいたします。

あっ旋の申込は、指定店を通して排水設備等新設等計画確認申請を行う際に同時に行っていただきます(工事着工後のあっ旋はいたしません)。

《対象》

改造資金の融資あっ旋を受けることができる方は、次の要件のいずれにも該当する方です。

- 1 処理区域内の建築物の所有者又は使用者で改造工事について当該建築物の所有者の同意を得たもの。
- 2 融資金の弁済能力があること。
- 3 市税、下水道受益者負担金及び分担金を滞納していないこと。
- 4 宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 5 連帯保証人を有すること。

《提出書類》

- 1 水洗便所改造資金融資あっ旋申請書及び同意書(照会)
- 2 本人及び連帯保証人の所得証明書
- 3 本人の滞納無証明書、資産証明書

融資あっ旋額は、改造しようとする便所1箇所につき40万円以内で、改造しようとする便所が2箇所以上あるときは、100万円を限度としております。

《償還期限及び方法》

融資を受けた月の翌日から60月以内の元利均等払いとなります。

《融資の手続き》

工事完了の検査後、金融機関が必要とする書類に融資あっ旋決定通知書、検査済証、委任状を添えて、ご本人で金融機関への手続きをしていただきます。

(取扱金融機関)

宮崎銀行

宮崎太陽銀行

宮崎第一信用金庫

高鍋信用金庫
九州労働金庫
宮崎中央農業協同組合

《利子の補給》

借入金完済後に、ご本人からの申請に基づき利子を補給します。補給率は次のとおりです。

- 1 下水道処理開始の公示の日から3年以内に工事を完了した場合
 - ・1年以内に工事を完了した場合の利子の補給率 100%
 - ・1年を超え2年以内に工事を完了した場合の利子の補給率 80%
 - ・2年を超え3年以内に工事を完了した場合の利子の補給率 50%
 - ・3年以内に工事を完了した者で、利子補給を受ける時期に市民税非課税世帯の補給率 100%

- 2 下水道処理開始の公示の日から3年を超えて工事を完了した場合や、1回でも滞納があった場合には、利子の補給はありません。

連絡先: 給排水設備課 管理係 TEL0985-26-7550(直通)